

# 戦後日本における親子規範の変容

——直系尊属に対する罪の加重規定を通して——

山 本 起世子

は じ め に

本稿は、刑法における直系尊属に対する罪の加重規定をめぐる議論を考察することによって、戦後日本における親子間の規範（親子規範）の変容を探ることを目的としている。

直系卑属（子や孫など）の直系尊属（親や祖父母など）に対する殺人・傷害致死等の罪に対し、通常の殺人罪・傷害致死罪等よりも量刑を重くする規定（以下、「尊属殺等重罰規定」と表記）は、1880（明治13）年公布の旧刑法において規定され、1907（明治40）年の刑法改正を経て終戦後も存続し、1995（平成7）年における刑法の一部改正時に削除された。その間、戦後においては、この規定について50年近くにわたる論争が繰り広げられたのであるが、それは、「孝」を中核とした親子間の規範のあり方を法律で規定すべきか否かという重大な争点が存在し、その規定の有無が家族関係に影響を及ぼすと認識されていたからである。したがって、尊属殺等重罰規定をめぐる議論の争点の変化を考察することによって、そこに反映された親子規範の変容を明らかにすることができるであろう。そこで、本稿では、重罰規定をめぐる論争の焦点となった1950年および1973年の最高裁判所判決を中心に取り上げ、そこで親子規範（孝）がどのように争点となり、どのような意見の対立が存在したのかについて明らかにする。

なお、「直系尊属に対する罪」の中でも、論争の対象となったのは尊属殺人罪および尊属傷害致死罪であったため、本稿ではこれらを考察の対象とする（尊属遺棄罪、尊属逮捕監禁罪は除外）。そして、尊属殺人罪と尊属傷害致死罪の両方、あるいは尊属に対する罪全般に関する規定を指す際には「尊属殺等重罰規定」と表記し、尊属殺人罪規定のみを指す際には「尊属殺重罰規定」と表記する。

さて、刑法上の尊属殺等重罰規定については、法学における多数の研究蓄積がある（三原1986など）。しかし、本稿の目的は、重罰規定そのものの研究ではなく、重罰規定が裁判所や国会、言論界、メディアにおいてどのように扱われ、それをめぐってどのような論争がなされたのかを考察することによって、親子規範の変容を明らかにすることである。法社会学の立場から、重罰規定の歴史と家族観の変遷との関係を考察した研究として利谷信義の業績がある。しかし、重罰規定を肯定する立場を「身分秩序を基礎とする儒教的な孝のイデオロギー」を守るものと述べるなど（利谷1973a: 21）、この研究には、重罰規定を否定する一面的な価値観に立脚していると

いう限界がある。この立場は、1970年代の多くの法学者たちの重罰規定に関する論調と共通しており、重罰規定を肯定する立場を封建的・反民主主義的で、重罰規定を否定する立場を民主主義的とする、単純な二項対立的図式で捉えたのである。しかし、本稿では、親子規範の変容を明らかにするため、特定の価値観に立つことなく、論争の根底にある思想の対立状況を分析していく。

## 1. 明治期～1950年最高裁判決にみる親子規範

### 1.1 刑法における尊属殺等重罰規定をめぐる論争

1880（明治13）年公布の旧刑法においては、尊属殺について、第362条第1項に「子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑ニ処ス」と規定されており、自己の直系尊属に対する殺人の科刑は死刑のみ、しかも別の条文で情状酌量等による刑の減免を禁止するという、厳罰主義で臨んでいた。他方、尊属殺以外の殺人の量刑については、謀殺の罪（予め謀って人を殺す罪）が死刑、故殺の罪（殺意を生じ直ちに人を殺す罪）が無期徒刑であった（佐々木編1907：130-1）。当時、明治天皇および元田永孚を中心とする宮中派は、文明開化の影響によって「知識才芸」のみが尊重され、道徳が軽視されている状況に危機感を強め、徳育重視の教育政策を政府に要請した（国立教育研究所編1973：114-9、国民精神文化研究所1938：3）。1882（明治15）年、元田によって著された『幼学綱要』（宮内省蔵）では「孝行」が第1章に置かれ、「忠節」とともに「人倫ノ最大義」として全徳目中最も重要な徳目とされたのである。

その後、1907（明治40）年公布の改正刑法において、尊属殺人規定は第200条「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と改められた。旧刑法からの改正点は、量刑に無期懲役が加わり、裁判官による刑の選択が可能になったこと、さらに尊属殺の対象に自己の直系尊属だけでなく、配偶者の直系尊属も加わったことである。当時の改正刑法の解説書によると、尊属殺は「祖先ヲ尊崇シ父母ニ孝ヲ尽スベキヲ以テ国体トスル」我国にとって「最モ重ンズベキ罪」（池上1909：511）であり、家族制度が強固で、配偶者の直系尊属も自己の直系尊属と同様に尊敬する習慣があるため、尊属殺人罪において両者の尊属に対して同様の特例を設ける必要があったという（池上1909：511、小川1907：259、草刈1907：235）。尊属殺以外の殺人罪の量刑が、死刑または無期もしくは3年以上の懲役であったことに比べると、尊属殺の刑は重く選択の幅が狭かった。

以上のように、1907年改正の刑法においては、旧刑法に引き続き、日本の家族制度および国体を保持するため、直系尊属の尊重を刑罰に反映させることが必要とされ、さらに配偶者の直系尊属を互いに尊重するという、夫婦対等の近代的規範が新たに盛り込まれたのであった。

終戦後、1947（昭和22）年には新憲法制定に伴う刑法の一部改正が行われたが、尊属殺等重罰規定はそのまま残された。第1回国会において、この重罰規定は、「皇室に対する罪」（危害罪、不敬罪）の削除と対比させつつ議論されたことが注目される。たとえば、佐瀬昌三議員は、

尊属殺等重罰規定は日本の淳風美俗であり、新しい社会においても存続すべき価値があるが、この規定との比較からも、天皇の特別な地位に対する刑罰規定が存続するのは当然だと主張した<sup>2)</sup>。

第1回国会において尊属殺等重罰規定に対し唯一批判を行ったのが、松井道夫議員であった。松井は、天皇の殺害が発生した場合は一般の殺人罪が適用されるのに対し、尊属殺に対しては一般の殺人罪よりも重い刑が科されるのは均衡を欠き、「何だか我々の観念では頗る奇異な感がいたすのです」と述べている。そして、尊属殺規定を「余りにも封建的美風」と批判し、改正を再検討すべきだと主張した<sup>3)</sup>。

刑法から皇室に対する罪を削除することについては、議員たちから強い反対意見が出たのだが、削除の理由は、第1に、憲法第14条に規定された法の下における国民平等の原則を、皇室に対しても適用するためであり、第2に、日本において民主主義が徹底されたことを、国際社会に向けて明確に示すためであった。この削除は、政府が最も苦慮した改正点であったといい、特に第2の理由が強調されていることから、この罪に対する諸外国からの圧力が強かったことが窺える<sup>4)</sup>。

このように、第1回国会において、皇室に対して刑法上の特別措置を設けるのは憲法14条に抵触するとされたのに対し、親族間の犯罪において親族上の地位により刑罰が異なるのは、特定の個人に対する保護ではなく、「長上敬愛の国民感情」にもとづく規定で憲法に反しないとされ、尊属に対する罪は存続する一方、皇室に対する罪は削除された<sup>5)</sup>。

改正刑法に残された尊属殺等重罰規定に対しては、法学者から批判がなされた。団藤重光は、この規定は温存された「封建的要素」を著しく反映したもので、封建的要素を駆逐するために削除すべきだったと述べている。また、親殺しは他人を殺す場合よりも加害者（子）にとって「気の毒な場合が多い」ため、量刑が重すぎると批判した。他方、皇室に対する罪については、日本国の象徴である天皇のみについて「刑法上特別の保護」が必要とした（団藤1948：240-7）。

尊属に対する罪と皇室に対する罪が対比されて論じられたのは、戦前・戦中における「忠孝」を一体として重視する規範に対し、戦後の改正刑法において「忠」に反する罪が削除される一方、「孝」に反する罪は削除されなかったことに対する批判が強かったためと考えられる。

また、尊属殺害事件の加害者・被害者の特徴を分析した研究から、重罰規定を批判する者も現れた。植松正は、1945（昭和20）年の終戦から1947年7月までの全国から集めた尊属殺害事例36件を分析し、尊属殺は「大抵加害者の精神に欠陥があるか」、そうでなければ「被害者の極悪な行動かに極めて大きな関係がある」と結論付け、尊属殺についての刑事立法が批判されなければならないと述べた（植松1949b：14-21）。このように、尊属殺の原因として被害者（親）の素行の悪さを強調する言説は、重罰規定が削除されるまで、繰り返し現れたのである（1.2、1.3、2.2、3.3参照）。

尊属殺等重罰規定に対する法学者たちの議論は、1950年の最高裁判決を契機に噴出したため、次節で詳しく論じることにする。

## 1.2 1950年最高裁判決にみる親子規範

本節では、尊属殺等重罰規定について大論争を惹き起した、尊属傷害致死事件に対する1950(昭和25)年の最高裁判決を取り上げ、その判決をめぐる論争の中で、どのような親子規範に関する言説が現れたかを検討する。

この事件は、被告人が実父から盗みの嫌疑をかけられたため口論となり、父から鋳物鍋や鉄瓶を投げつけられたのを受け止めて、父に投げ返したところ、父の頭部に当たり頭蓋骨折等の傷害を負わせ死に至らしめたもので、検察官は尊属傷害致死罪で起訴した<sup>6)</sup>。

第1審判決(福岡地方裁判所飯塚支部)は、尊属殺等重罰規定に対して痛烈な批判を展開し、この規定が憲法14条に違反するとして尊属傷害致死罪を適用せず、普通の傷害致死罪を適用、懲役3年、執行猶予3年を言い渡した。判決理由は主に以下の2点である。第1に、重罰規定は、「子に対して家長乃至保護者又は権力者視された親への反逆として主殺しと並び称せられた親殺し重罰の観念に由来するものを所謂じゅん風美俗の名の下に温存せしめ来つたもの」であり、「封建的反民主主義的、反人権的思想にはいたいたしたもの」で憲法に違反すること(2071頁)。そして第2に、被告人(子)が「平素温順勤勉」で前科がないのに対し、被害者(父)は「甚だしく短気一徹」で他人を殴打したり物を投げつける等、「粗暴の習癖」があったため、「家庭内は常に波風が絶えず僅に家族の忍従により離散を免がれてゐた状態であつた」ことである。犯行後、被告人の「亡父に対する不孝をわびるの情は切々人の肺ふを突くものあり」、家族(母、弟妹)の心情を併せ考えれば、実刑を科すより刑を猶予して家庭の再建に精進させることが至当である、とした(2072-3頁)。このように、第1審判決は、重罰規定が封建的で民主主義に反するため憲法違反であること、温順勤勉な子に対して父親には平素から悪行があり家族を苦しめていたことを強調し、重罰規定の適用を拒否したのであった。

第1審判決後、この事件は検察官によって最高裁判所に跳躍上告され、最高裁大法廷は、尊属傷害致死罪の規定(刑法205条2項)は憲法14条に違反しないとして原判決を破棄し、福岡地裁に差し戻した。最高裁判決の理由は、以下の3点である(2039-40頁)。

- (1) 尊属殺等重罰規定は「法が子の親に対する道徳的義務をとくに重要視したもの」で、道徳の要請にもとづく法の具体的規定である。
- (2) 親子関係を支配する道徳は「人類普遍の道徳原理」であり、英米を除く他国においてもこの種の重罰規定は存在しており、日本の淳風美俗を表す特殊な規定ではない。
- (3) 親子関係は、憲法14条において差別待遇の理由として掲げられている「社会的身分」その他いずれの事由にも該当しない。

この判決には、第1審判決を支持する2名の裁判官-真野毅、穂積重遠-の反対意見があった。これを上記の判決理由に即して見ておこう。

まず(1)については、両者ともに親子間の道徳を法で規定すべきではないと主張した。穂積は、法によって親孝行を強制するのは「道徳に対する法律の限界を越境する法律万能思想であつて、かえつて孝行の美徳の神聖を害するもの」(2051頁)と述べ、真野もまた、親子間の道徳は

個人の任意に委ねるべきと主張した(2044頁)。

(2)について、真野は、従来の「孝」は「親の恩に対する報恩感謝としての絶対的服従奉仕の義務を中心とした」ものであったことは「厳然たる歴史的事実である」とし、「新しい孝道は、人格平等の原則の上に立つて真に自覚した自由な強いられる正しい道徳であらねばならぬ」と述べた(2044頁)。つまり、真野は親子間の道徳である「孝」を普遍的なものではなく、歴史的に変遷するものと捉えたのである。

(3)については両者共に、尊属殺等重罰規定は憲法14条違反であるとした(2042-9頁)。

さらに穂積は、「尊属殺にも重軽各様の情状があり得る。いやしくも親と名の附く者を殺すとは、憎みてもなお余りある場合が多いと同時に、(中略)言うに言われぬよくよくの事情で一擧の涙をそそがねばならぬ場合もまれではあるまい。」と述べ、被害者が悪行のあった親である事例に対しても重罰規定を適用すると、執行猶予を与えることができず、普通殺人に比べて刑が重すぎると主張した(2047頁)。これは、第1審の判決理由でも強調されたものであり、裁判官に限らず、重罰規定に反対する多くの論者が支持する根拠となったのである。したがって、この論点を加えて、この事件の裁判での争点を整理すると、以下の4点に集約できる。

[争点1] 親子間の道徳を法律で規定すべきか。

[争点2] 親子間の道徳は普遍的なものか。

[争点3] 尊属殺等重罰規定は、憲法14条で禁じている「社会的身分」による差別にあたるか。

[争点4] 尊属殺等重罰規定は、普通殺人等の規定に比べ法定刑が重すぎるか。

最後に、最高裁判決に付された齋藤悠輔裁判官の補足意見を見ておこう。齋藤は概ね多数意見に賛同したのだが、注目すべきは、少数意見と第1審判決に対する著しく感情的な論調である。齋藤は少数意見を「世道人心を誤るもの」とし、第1審判決を「驚くべき小児病的な民主主義であり悲しむべき人権的思想」と非難した。さらに、「孝」は「祖先尊重に通ずる子孫の道」であり、少数意見および第1審判決はこの道義を理解せず、「たゞ徒に新奇を逐う思い上がった忘恩の思想というべく徹底的に排撃しなければならない。」と述べた(2054-8頁)。

このように、裁判所において激しい論争が展開されたことから、当時の日本において「孝」規範は、「封建的」で民主主義の妨げになるという考え方と、将来も保持すべき重要な規範とする考え方が激しく対立していたことが窺える。この最高裁判決は、社会に向けて、親子規範をめぐる重要な争点を提起したのであった。

### 1.3 1950年最高裁判決をめぐる論争

尊属傷害致死事件に対する1950年の最高裁判決は、法学者等の中で大きな論争を惹き起した。その主要な論者の主張を、前節で整理した4つの争点に即して検討していこう。

まず、最高裁判決に批判的な意見について。戦後の民法改正時に、「家」に関わる規定の削除を主導した中川善之助は、尊属殺等重罰規定について、「折角民主主義の洗礼をうけた改正刑法に、ここだけ一点のシミが残っている感じがする。」とし、「速やかに撤廃すべき」と主張した。

なぜなら、第1に、この規定は「孝道の絶対主義に淵源して」おり、この親子絶対主義は「封建的社会構造の基調をなすもの」であること、第2に「実際、殺される親の大多数は酷い親」であるからだ（中川 1951: 43-4）。すなわち、中川は〔争点2〕〔争点3〕に関して、重罰規定を封建的社会構造にもとづくものと捉え、民主主義社会に存在してはならないものとした。また、〔争点4〕に関して、被害者である親に悪行が目立つため、尊属殺の法定刑は重すぎるとした。

青山道夫は第1審判決について、新憲法の国民の基本的人権を尊重する精神を守ろうとした「勇気ある立場」であり、「封建社会以来の家父長的家族制度の残骸」が今なお温存されていたことを明確に指摘したことを高く評価し、尊属殺等重罰規定を否定すべきだと主張した（青山 1952: 188-97）。また、草野豹一郎は次のように主張した。尊属殺は古代の大宝律で「悪逆」と称し、天皇弑虐の「謀反」と共に「八虐の罪」の一つとして重刑を科して以来、最も重い犯罪として他の殺人罪と区別されてきたが、憲法改正に伴い、謀反罪に相当する危害罪が削除された今日では、尊属殺規定も削除すべきだ、と（草野 1952: 91）。青山、草野もまた中川と同様、〔争点2〕〔争点3〕に関して、「孝」規範は普遍的な道徳ではなく、歴史的社会的に形成されてきたもので、「孝」を法律化した尊属殺等重罰規定は封建的家族制度の残骸であり、すべての国民を平等とする憲法の本質に反すると主張した。

一橋大学一橋学会もまた、重罰規定の基礎にある「孝」規範は「昔のような重要性を持たなくなってきた」と述べ、親子道徳の普遍性を否定した。そして、尊属殺事件の被害者について、「自分の子に殺されるような親はたいへい悪い人間なので、（中略）殺されるのが当りまえだ、というようなことにもなるのです。」と述べ、尊属殺は普通殺人に比べて刑に隔たりがありすぎるため廃止すべきだと主張した〔争点4〕（一橋大学一橋学会編 1957: 146-7）。

このように、1950年最高裁判決に批判的な論調が目立つ中、判決を全面的に支持したのは牧野英一であった。最高裁判決が親子関係を自然なものとし、孝道を「人類普遍の原理」と捉えたのは、「健全な社会の通念」を宣言したことになると、高く評価した。「親に対する子のつとめ」である孝道を、現代においても保持しなければならず、そのために「法律の倫理化」、すなわち尊属殺等重罰規定が必要である（牧野 1950: 9-11）。牧野は〔争点1〕〔争点2〕に関して、人類普遍の重要な規範である「孝」を、将来にわたり保持するため、重罰規定を重要視したのである。牧野は、戦後の民法改正時に、親子関係や家族生活全般に対する規定がなくなることにより強い危機感を覚え、民法730条（「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない。」）の新設に尽力した人物でもある（山本 2013: 127-130）。

小野清一郎もまた、最高裁判決の結論を支持したが、その「思惟過程については批判の余地がある」とした。まず、〔争点3〕については、憲法14条において「平等なのは『人格の価値』であり、『人間の尊厳』である。（中略）『各人の年齢、自然的素質、職業、人と人との間の権利の関係等』によって差別を生ずるのは、わかりきったこと」として、尊属殺等重罰規定は合憲であると主張した。他方、〔争点2〕については判決に反論し、親子関係を支配する道徳は人類普遍のものではなく、民族と時代によって異なるものであるとした。重罰規定もまた普遍的現象では

なく、近代の自然法は理念的にこれを否定する方向にある。近代の自然法思想では、親は子を養育・教育する義務を有するが、親は子に対し何の請求権ももたないと考えるのであり、英米法に尊属殺等重罰規定がないのは、この思想に沿うものだという。したがって、「問題の根本は西洋近代の自然法的倫理思想と東洋古来の－西洋にも古くはあつたが－家族制度的倫理思想との矛盾にある。その解決はなほ今後に残された問題である。」と結論付けた（小野 1952：60-4）。

小野の問題提起は示唆に富んでいる。日本では 1950 年代から 70 年代に、親の子に対する養育・教育責任が強化され、親が子に老後の世話を期待する依頼感をもつことを戒める風潮が強まっていた（山本 2011：13-5）。この時期に、尊属殺等重罰規定への批判が高まり、70 年代前半に重罰規定が適用されなくなったことは、偶然の一致ではないだろう。このことについては、「おわりに」で論じることにする。

#### 1.4 親孝行論の高まり

この時期には、1950 年最高裁判決をめぐる法学者たちの論争に触発されて、「孝」規範に関する議論が高まった。本節では、それらの議論の内容について検討する。

親孝行不要論を展開した心理学者・戸川行男は、最高裁判官たちの論争を「大いに愉快がつて笑つた」と揶揄し、「法律屋に道徳がわかるか」、「老朽の、時代ばなれした道徳的観念を以て、而かもそれが法律の解釈なり適用なりに大きな作用を及ぼして、それで判決されたのではたまらない。」（戸川 1951：33-4）と抗議し、親子間の道徳に法律が介入することを拒否した。

戸川は、「孝行」という道徳を不要とし、「恩」という文字を見ると「ぞつとする」という。その理由は、第 1 に親子間の愛や親しさは「自然の、われわれの人間的愛情で道徳ではない」こと、第 2 に「子どもはわれわれが勝手に作つたもので、子供は彼の自由意志で生れ出たわけではない」ため、子どもは親に恩を感じる必要がないのである。戦争から戦後にわたって、親たちは子どもを育てるのに苦勞したが、その苦勞は「みんなわれわれの身から出たさび」で、子どもから親が感謝されるどころか、親が子どもに苦勞させたことを詫びねばならない、と述べた（同上：36-8）。さらに戸川は、「孝」規範の根底には、子どもを親や「家」、国家のものとする考え方があつたという。しかし、子どもは大人の理想に縛られる必要はないのであり、親の子どもに対する真の愛情は、子どもたち自身が理想とする社会をつくることに助力することだと主張した（同上：40-1）。

また、裁判官の加納常世は、「親子の倫理が、著しく動揺している」今日、「『孝行』などという、いかにも時代おくれのように思われてひどく軽蔑される。」と述べている。日本の老人たちは自力で生きる努力をしないですぐ子どもの世話になろうとすると批判し、子を成人させるのは本来片務的な親の義務であり、あらゆる生物はそうしているのだが、人間のみが子に老後の報酬を望むのは間違っているという（加納 1952：7-8）。

山形県で農業に従事する 21 歳のある青年は、「昔通りの親孝行を望む親達は自己の意見に奉仕服従させようとし、之に反<sup>つ</sup>ぱ<sup>つ</sup>する青年との矛盾対立」が農村において深刻化していると指摘

し、「今や新時代への変革の混乱を越えて新しい親孝行の道、新しい親子の道徳を確立しなければならぬ時期である」と訴えた。新しい親子の道徳とは、「子は親に対して深い愛情を注ぎ、かつ尊敬と礼儀を忘れず、親は子の人格を尊重し、子は親のものであるが又社会のものである事を認識して諸事に当る」ことであり、子を育てたから子が親に恩返しをするのが当然だとか、親孝行は子の義務だというような「打算的愛情」では「真の親孝行」は望めないと主張した（荒沢 1951：26-7）。

「孝行」と社会制度とを関連付ける議論も登場した。山田坂仁は、「孝行」が今日では積極的な意味をもたなくなったものの、依然として孝行が必要とされる原因は、大部分の日本人が置かれている貧困状態と社会保障制度の不備だという。その原因が解決されれば、親子は孝行から解放され、自発的で民主的な愛情関係を強めることができると主張した（山田 1956：59-64）。また、作家なかのしげはるは、「孝行」が、本来は国家によって解決されるべき課題が家族に転嫁されている事実を隠蔽する機能を果たしていると批判した。つまり、親の貧困や無知を国家が放置しているために、孝行は必要とされているのだという（なかの 1958：12-4）。

以上の論者に共通しているのは、親から受けた「恩」によって根拠づけられる「孝」は、子の親への服従を強いるものであり、社会制度の不備を補うものと捉え、そのような「孝」を拒絶していることである。そして、親世代である戸川や加納の主張には、敗戦による親の権威の失墜を背景として、親は子に対して養育する義務はあるが、親は子からの見返りを求めてはならないという考え方が表わされている。

## 2. 1950年代後半～1973年最高裁判決にみる親子規範

### 2.1 死亡配偶者の尊属殺をめぐる論争

第1章で述べたように、刑法200条の尊属殺重罰規定では、対象となる範囲を「自己または配偶者の直系尊属を殺した者」と定めていた。この「配偶者の直系尊属」の意味をめぐり、1950年代後半の最高裁判決が注目された。本節ではこの判決について検討する。

夫が妻を殺害したのと同一機会に、妻の母（配偶者の直系尊属）を殺害しようとし未遂に終わった行為は、「尊属殺人未遂罪」にあたるという第1審・第2審判決に対して、被告人は、配偶者の死亡後にその尊属を殺害しようとしたのであり、刑法200条の「配偶者」は「生存配偶者」に限定すべきであるとして、最高裁に上告した。これに対し、最高裁（第三小法廷）は1956（昭和31）年に原判決を支持し、上告を棄却した（谷口 1958：127-30）。

ところが、1957（昭和32）年に最高裁は、上記判決とは逆の判決を出したのである<sup>7)</sup>。夫の死亡後、冷遇した亡父の両親とその子、孫3人を毒殺しようとして目的を遂げなかった事件に対し、第1審判決（高松地方裁判所）は刑法200条を適用、未遂であり心神耗弱の状態であったこと、さらに「情状憫諒すべきものがある」ことから刑を減輕し、懲役3年6月に処した（846-7頁）。被告人は上記事件と同様の理由で控訴したが、第2審（高松高等裁判所）も1審判決を支

持し、配偶者の死亡後も姻族関係が継続する限り、200条を適用すべきだとした。民法728条2項は、配偶者が死亡した場合、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示（届出）をしたときに、それを終了させることができると規定しているからである（847-8頁）。

被告人の上告に対して、最高裁大法廷は、第1に「妻と亡父の直系尊属との関係に本来の親子関係と同様な重罰規定を適用すべき合理的根拠はなく」、第2に「刑法は民法とその性格、目的を本質的に異にし独自の使命を有する」から、両法が必ず一致しなければならないことはないという理由によって、刑法200条の「配偶者の直系尊属」とは「現に生存する配偶者の直系尊属」を指すと結論付け、原判決（第2審判決）を破棄し高松高裁に差し戻した（825-8頁）。

しかし、この最高裁判決については、11名の裁判官中、4名の反対があった。反対意見は、「配偶者の直系尊属」の解釈を民法の規定と一致させるべきであり、「尊属殺に対する刑法の法定刑が峻厳に過ぎるから、これを解釈によつて緩和する」ために、民法を無視するのは正当ではないとして、原判決を支持した（836-40頁）。

この反対意見に対し、真野毅は補足意見において、1950年最高裁判決で表明したのと同様、刑法200条は憲法違反であると述べた。そして、憲法論を離れて考えても、我妻栄ら民法学者でさえ、著書で「配偶者死別後の姻族関係は無意味」と述べており、死亡配偶者の直系尊属殺人に対して200条の重罰規定を適用する「真の必要性和妥当性」は存在しないと主張した。さらに真野は、反対意見は要するに、「従来の『家』制度的良風美俗の見地をぬけきらず、いたずらに封建思想的な上下の系列である縦の関係として卑属の直系姻族たる尊属に対する道徳を観念論的に漫然と強調する」ものであると批判した（829-35頁）。

この最高裁判決について谷口知平は、尊属殺重罰規定があるために、裁判所が、情状酌量の余地が大きい事件でも執行猶予を付けることができないう、「不正義的処理を強要されることになる苦しい感情にどれだけ悩まされねばならないだろうか」と述べ、判決を支持した（谷口1958：131-2）。つまり、犯行の実情と重罰規定との間で、裁判所が判決に苦慮していると指摘したのである。

このように、情状酌量の余地の大きい尊属殺事件と刑法200条の重罰規定との間で、重罰規定の妥当性についての論争が繰り広げられる状況が続いたのであった。

## 2.2 1973年最高裁判決における論争

1973（昭和48）年には、尊属殺重罰規定の適用を停止する契機となった、尊属殺人事件に対する最高裁判決が現れた。本節ではその判決に至る論議について検討する。

この事件の経緯は以下の通りである。被告人は14歳の頃実父に強姦されて以降、事件発生（1968年）までの15年間不倫関係を強要され、父との間に5人の子を出産（うち2名は死亡）し、夫婦同然の生活を送っていた。しかし、職場で結婚したい男性にめぐり会ったため、父に結婚の了解を求めたが、得られず、父から連日脅迫されて口論となり、自由を得るためには父を殺害するほかはないと考え、とっさに父を紐で絞殺した<sup>8)</sup>。

第1審判決（宇都宮地方裁判所）は被告人の刑を免除した。その理由として、刑法200条は、親子関係における「権威服従の係と尊卑の身分的秩序を重視した親権優位の旧家族制度的思想に胚胎する差別規定であつて、現在ではすでにその合理的根拠を失つたもの」であり、憲法14条に違反するからこれを適用せず、普通殺人罪を適用した。さらに犯行が「過剰防衛行為」であったこと、被告人は犯行時に心神耗弱の状態にあったこと、自首したこと、「性温順」で長年「類い稀な酷薄な境遇にありながら、その間よく隠忍に努め」たことを考え合わせ、刑を免除することが相当とした（326頁）。

これに対して、第2審判決（東京高等裁判所第四刑事部）では、第1審が刑法200条を適用しなかったのは憲法14条の解釈の誤りであること、過度の飲酒で抵抗力を失っていた父を被告人が押し倒し、紐で首を絞めて窒息死させたもので、正当防衛の過剰行為ではないと認定した。一方、被告人が心神耗弱であったこと、「犯罪の情状憫諒すべきものがある」ことを認めて刑を酌量減輕し、原判決を破棄、200条を適用して懲役3年6月に処した（327-33頁）。

これに対して被告人が上告した最高裁大法廷の判決では、第2審判決を破棄、普通殺人罪の規定を適用して懲役2年6月、執行猶予3年を言い渡した。判決理由では、尊属殺は通常の殺人に比べて、「高度の社会的道義的非難」を処罰に反映させても不合理とはいえないとし、尊属殺重罰規定を設けることの合理性を認めた。しかしながら、刑法200条の法定刑は普通殺人に比べて選択の範囲が極めて重い刑に限られ、軽減を2回加えて法定刑を修正しても、その下限は懲役3年6月となり、いかに酌量すべき情状があっても刑の執行を猶予することができないことは、普通殺人の刑に比して「著しく不合理な差別的取扱い」であるとし、刑法200条は憲法14条1項に違反すると結論付けた。つまり、重罰規定を設けること自体は違憲ではないが、刑の加重の程度が重すぎることが憲法に違反すると判断したのである（265-72頁）。

この最高裁判決には、15名の裁判官中8名が賛成し、6名は結論には賛成だが理由には反対、1名は結論にも理由にも反対の立場を表明した。このことから、裁判官の間に以下の3種類の意見があったことがわかる。

- (1) 刑法に重罰規定を設けること自体は違憲ではないが、刑の加重の程度が厳しすぎる点において違憲。（多数意見）
- (2) 刑法200条の重罰規定の設置自体が違憲。
- (3) 刑法200条の重罰規定の設置および刑の加重の程度ともに合憲。

これを整理したのが表1である。

上記の(2)の立場は、重罰規定が「旧家族制度的倫理観に立脚するものであつて、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念と抵触する」（279頁）とした。さらに、「盲目的な絶対服従を内容とする孝が、個人の尊厳と平等を基底とする

表1 1973年最高裁判決における裁判官の意見

	支持した裁判官の人数	尊属殺重罰規定設置について	量刑について
(1)	8	合憲	違憲
(2)	6	違憲	—
(3)	1	合憲	合憲

民主主義的倫理と相いれない」(292頁)とし、親子間道徳を法律で規定すべきではないと批判した。また、子が親の恩に背く行為をした場合、法律で重い非難が加えられるのは「旧来の孝の観念から、いささかも脱却していない」(291頁)と断じた。つまり、(2)の立場は重罰規定の存在を、第1にそれが民主主義の理念に抵触すること、第2にそれが尊属卑属間の身分制道徳である「孝」規範にもとづくものであるという理由で、否定したのである。

(3)の立場は、親子関係を「最も尊ぶべき人間関係」、「自然発生的な、情愛にみち秩序のある人間関係」(304頁)と捉え、これを表す刑法200条の規定を、憲法14条と両立しえない不合理な社会的身分による差別とはいえないと主張した。また、200条は、旧刑法における重罰規定よりも量刑を著しく緩和したものであり(1.1参照)、刑が極端に重いとはいえないとした。(3)は、一見すると全体の中で異質な意見のように見えるが、直系尊属の尊重という規範を重視する点では、(1)の多数意見と同じ立場であることに注目しておくべきである。

このように、1973年最高裁判決の過程では、1950年最高裁判決時に現れた4つの争点(1.2参照)について、再び議論されたことがわかる。73年判決では、親子規範を刑法に反映させることを肯定したものの、尊属殺人罪の法定刑が極端に重いこと(=争点4)を問題視したのである。この判決は、親子規範(孝)の捉え方(自然で普遍的なものか、あるいは歴史的社会的なものか)や、親子規範を法律に反映すべきかどうかという根本的な問いに対する結論を棚上げし、犯行の実情に照らして量刑が妥当かどうか論点を絞ったものであったと解釈できよう。

他方、尊属傷害致死罪については、普通傷害致死罪と比べて刑の加重の程度が小さく、執行猶予が可能であることから、違憲ではないという最高裁判決が73年に出され<sup>9)</sup>、その後も(刑法改正まで)尊属傷害致死罪が適用された。

### 2.3 1973年最高裁判決と国会、メディアの反響

尊属殺人事件に対する1973年の最高裁判決は、社会に大きな影響を及ぼした。国会では、判決が出る1ヶ月前から、尊属殺規定が国会で取り上げられた。そして、判決の3日後の衆議院法務委員会では、法務大臣が、判決当日付けで、検事総長より全国の検事長および刑事正に対して、尊属殺人に刑法200条を適用せず、普通殺人を規定した199条によって処理をするよう通達したと答弁した。さらに大臣は、今後の刑法改正の見通しについて、尊属殺等重罰規定の全面削除か(傷害致死罪を含む)、あるいは尊属殺人罪の法定刑の下限を引き下げるかの2つの方法があるが、自分自身は削除がよいと考えており、今後検討していくと述べた<sup>10)</sup>。

法務省は1956(昭和31)年からすでに刑法の全面的改正を準備しており、1963(昭和38)年に、法務大臣から法制審議会に発せられた諮問の調査審議のため設置された刑事法特別部会は、1971(昭和46)年に「改正刑法草案」を決定、草案では尊属殺等重罰規定は全て削除された。その理由として、「この種の事犯は、情状において同情すべき場合が少なくない」ため、尊属に対する犯罪に限って重罰を定める合理的根拠があるか疑問がある、とした(法制審議会刑事法特別部会1972:215)。

さらに法務省は73年違憲判決を受け、同年、尊属殺等重罰規定を削除した刑法改正案要綱を決め、法制審議会に諮問、刑の下限の引き下げを主張する意見はあったものの、71年の改正草案ですでに重罰規定を削除していることから、圧倒的多数の賛成で原案が支持された。政府は同年、重罰規定を削除した政府案を作成したが、自民党議員の反対が多く、国会への改正案提出は難航した（三原1986：158-9）。1977（昭和52）年の第80回国会では、自民党議員が200条の法定刑の下限（無期懲役）を懲役4年に引き下げる案を参議院に提出したが、審議未了で廃案となった。自民党以外の党の議員たちも、1973年から83年にわたり尊属殺等重罰規定を削除するという議員提案を行ったが、いずれも審議未了に終わった。政府は、「この問題は、親子関係の在り方に深く関連するものであり、国民各層の意識等も慎重に見極めた上で対処すべきもの」として、慎重な姿勢で臨んだ（渡辺・小島1990：38）。

73年最高裁違憲判決にはメディアも大きな関心を示した。週刊誌における報道を見てみよう。『週刊読売』は、判決前年から「この父殺しがそんなに悪か—最高裁で問いなおされる尊属殺人の論理」と題してこの事件を取り上げ、「最高裁は、今、『この過保護の親権』にメスを入れようとしている。」と報じた（『週刊読売』31(30)、1972年6月、142-5）。さらに73年の判決後には、1950年最高裁における論争を取り上げ、時代は変わり「法律はもう親を保護しない。親子も他人と同列になった」と報じた（『同』、1973年4月、20-3）。『週刊サンケイ』と『サンデー毎日』も、『禁忌（タブー）の関係』娘の実父殺しの場合、「私が殺したのはケダモノのような父だった」と題した記事で、被告人調書の詳細を報じた（『週刊サンケイ』22(19)、1973年4月、166-71、『サンデー毎日』52(17)、1973年4月、24-8）。また、『週刊文春』は、唯一、重罰規定を合憲とする少数意見を述べた下田武三裁判官を、前職の駐米大使時代から「放言」が多かった人物と揶揄した（『週刊文春』15(22)、1973年6月、154-5）。このように、週刊誌上では、この事件の特異性を強調するとともに、判決を妥当なものと支持する論調が強かった。

### 3. 刑法改正と親子規範

#### 3.1 尊属殺人罪に対する量刑の実情

先述したように、最高裁の違憲判決以後、尊属殺人事件については重罰規定（刑法200条）を適用せず、普通殺人罪を適用することになった。ここで、その量刑の実情を見ておこう。

違憲判決後の1975（昭和50）～87（昭和62）年における量刑の調査によると、第1審判決における有期懲役の平均期間は、普通殺の7.95年に対し、尊属殺は8.75年、懲役3年以下の刑の執行猶予を付された率は、普通殺が76.1%、尊属殺は71.0%であった（渡辺・小島1990：39）。また、違憲判決以前（1965～73年）と判決以降（1974～88年）の量刑の比較研究によると、両期間とも、尊属殺に対する科刑は、殺人全体の科刑よりも総体的に重い刑の比率が高いという（池田他1990：5-7）。

さらに、明治期から戦後にかけての長期的な尊属殺の量刑調査によると、戦前から終戦までの

尊属殺事例では、酒乱や暴力等「被害者の悪質きわまるものが目立っていた」が、違憲判決後の1973（昭和48）～82（昭和57）年における尊属殺事例（172件）では、犯行の動機・原因において犯人側に非の目立つもの（鬱積感情の激発、無為徒食など）が比較的多いと結論付けている（植松1983：12-7）。

すでに述べたように、尊属殺重罰規定を批判する人々の多くがその根拠として強調したのが、被害者の素行の悪さであった。これは、3節で検討する刑法改正時にも強調された。しかし、上の諸調査を見ると、時期によって犯行の背景や動機の傾向は異なっており、違憲判決後の70年代～80年代には、犯人側に起因する尊属殺が目立つ傾向が見られ、尊属殺は普通殺よりも科刑が重かったと考えられる。

### 3.2 尊属殺重罰規定に対する世論

次に、尊属殺重罰規定に対する世論の状況を確認しておこう。これについては、1980年代に実施された2種類の調査がある。1986（昭和61）年に実施された世論調査では、親殺しについて「普通の殺人罪より重く処罰すべき」という意見が33.2%を占め、「普通の殺人罪と同じに取り扱えばよい」が29.9%、「わからない」と答えた者が20.5%、「普通の殺人罪より軽く処罰すべき」も10.1%あるなど意見が分散しており、態度を決めかねている、あるいはこの問題に無関心な者が少なくないことがわかる。また、世代別に見ると、親殺しを重く処罰すべきと考える者の比率は、20歳代と60歳以上で高く、唯一40歳代で、「普通の殺人罪と同じに取り扱えばよい」が「普通の殺人罪より重く処罰すべき」を上回ったことは注目される（内閣総理大臣官房広報室1986：12）。当時の40歳代は1940年代～50年代に義務教育を受け、戦中から終戦後における規範の変化の衝撃を最も強く受けた世代であろう。このことが、「孝」規範への批判的態度を形成させたのかもしれない。

また、1989（平成元）年に実施された世論調査では、自分の親や祖父母に対する殺人に、「特に重い刑を定めておく必要がある」と答えた者の比率が最も高く33.5%、次いで「やや重い刑を定めておく必要がある」が24.9%、「普通の殺人と同じでよい」が24.8%、「普通の殺人より軽い刑を定めておくのがよい」が2.7%と、尊属殺には普通殺より重い刑を求める意見が6割弱に上った。重い刑を定める必要がある理由（複数回答）として、最も高かったのは「普通の殺人よりも非難されるべき」で7割を占め、次いで「感謝の気持ちを維持するのに役立つ」が54.3%であった。一方、重い刑を定める必要がない理由（複数回答）は、「親だからと言う理由で特別に扱うのは適当でない」が51.3%、「こうした規定と犯罪の増減とは関係ない」が33.0%であった。また、配偶者の親や祖父母に対する殺人については、「普通の殺人と同じでよい」が29.9%と最も高く、「特に重い刑を定めておく必要がある」が27.7%、「やや重い刑を定めておく必要がある」は27.5%で、配偶者の尊属に対する殺人に重罰を求める意見は、自分の尊属に対する殺人のものよりもやや低い。このように、尊属殺に重い刑を科すことを肯定する意見が多かったものの、重罰規定があることを知っているかという問いについては、知っている者が58.3%に対

し、知らない者が41.7%に上り、国民の関心の低さが窺える（内閣総理大臣官房広報室1989：3-9）。

### 3.3 尊属殺等重罰規定の削除

前章までで述べたように、尊属殺等重罰規定について終戦後から長年にわたる論争があり、刑法改正によって論争に終止符が打たれたのは1995（平成7）年のことであった。本節では、国会における重罰規定削除をめぐる議論について検討する。

第132回国会（1995年）で「刑法の一部を改正する法律案」が内閣によって提出され、可決された。この改正ではまず第1に、刑法の表記の平易化が行われ、長年の懸案の1つであった尊属殺等重罰規定についても、この機に全面削除を目指したと考えられる。規定削除の理由として、法務大臣・前田勲男は、(1) 最高裁違憲判決以降22年にわたり尊属殺に対して通常の殺人罪を適用してきたこと、(2) 尊属殺に対する量刑の実情を見ると厳刑から軽い刑まで広範囲にわたっていること、(3) 累次にわたり法制審議会が重罰規定の全面削除が相当であるとの答申がなされたこと、の3点を挙げた<sup>11)</sup>。また、規定削除の根底にある思想について問われた法務省刑事局長は、「高尚な道徳観なり人生観なりに基づくものではございませんで、極めて実務的な考え方による判断」とし、重罰規定を残すと、この22年間の裁判の運用を今後変更しなければならなくなる、と答えた<sup>12)</sup>。

このように、政府は重罰規定を削除するに当たり、これまでの論争における重要な争点－親子間の道徳を法律で規定すべきか（争点1）、親子間の道徳は普遍的なものか（争点2）－について、国会答弁で言及することを極力避け、22年間の判決実績を強調したのである。最高裁違憲判決以降の家族意識の変化について問われた法務大臣は、「家」という考え方が薄れ、「家族全体の中のお互いに尊重し合い、又お互いに愛情を持ち合いという新たな家族意識に変わりつつある」中で重罰規定が存在すること自体が「適正ではない」と述べた<sup>13)</sup>。

重罰規定削除に賛成する議員が多い中で、唯一反対論を唱えた吉田公一議員は、「いろいろな事情があれば親は殺されてもしょうがない」という倫理になることが「一番怖い」と述べ、重罰規定を残すべきだと主張した。これに対し、法務省刑事局長は、子に殺される親には「親としての勤めを果たしているのかどうか、こういったところが大変問題になるケースが実は大変多い」と反論した<sup>14)</sup>。

このように、重罰規定の削除が可決された国会審議では反対論はほとんどなく、親子間の道徳（孝）に関する議論もなされず、20年余りにわたる科刑の実態や被害者（親）の素行の悪さが強調されたのであった。

## おわりに

以上、検討してきたように、明治期に刑法で定められ、1990年代半ばまで存在していた尊属

殺等重罰規定は、自己および配偶者の直系尊属に対する「孝」規範を反映させたものであった。戦後、民法における家制度の廃止、「孝」を親子間の封建的な支配服従関係を強いる規範とみなす勢力の台頭を背景として、尊属傷害致死事件に対する1950年の最高裁判決が契機となり、重罰規定の存在が揺らぎ始めた。判決が下る過程では、親子間の道徳義務を法律で規定すべきかどうか、「孝」規範が普遍的なものかどうか争点となったのである。この判決に触発され、親孝行をめぐる議論も高まった。

重罰規定に関する議論をさらに沸騰させ、重罰規定の適用を停止させる機能を果たしたのが、尊属殺人事件に対する1973年の最高裁判決であった。報恩を基盤とする「孝」規範を、封建的で反民主主義的と捉える論調の高まりや、犯行の動機となった被害者（実父）の加害者（娘）に対する、長年にわたる性的虐待の実態が社会に大きな衝撃を与えたことにより、重罰規定の存在価値が崩壊したのであった。第3章で取り上げた尊属殺事件に関する調査研究によると、戦後の事件については、必ずしも被害者に非がある事例が多いとはいえなかったが、被害者の悪行が目立つ事件が大きく取り上げられ、重罰規定を批判する根拠として強調された。

このような尊属殺等重罰規定に対する批判の高まりは、第1章で触れたように、この時期の親役割に関する規範の変化と関わっていると考えられる。1950年代～60年代における人工妊娠中絶の激増に対応して取り組まれた家族計画運動においては、親の「子供をよりよく養育せねばならないと考える健全な責任感」を強化することが目指され、親が老後の生活を子どもに頼る意識をもつことが非難された（本多1952：77）。このような運動の理念は、子ども数を制限して生活水準を向上させたいという、国民の欲求と合致することによって国民の間に浸透し、経済力の向上と社会保障制度の整備とも相まって、「親は子どもの養育・教育に対して強い責任感をもつべきだが、子どもから見返りを期待してはならない」という規範が定着していったと考えられる。つまり、「報恩」を子に求める「孝」規範は、「封建的」なものとして批判され、親の子に対する責任のみが強調されていったのである。

しかし、近年、老後の支えとしての子どもの価値が、若年層で高まっていることを窺わせる調査がある。2002（平成14）年に行われた「第12回出生動向基本調査」（夫婦調査）によると、50歳未満の有配偶女子が考える「子どもを持つことを理想とする理由」（複数回答）では、年齢階層が低いほど「子どもは老後の支えになるから」と答える人が多くなっており、25歳未満では24.5%を占めた（国立社会保障・人口問題研究所2002：10）。この結果は、若年層ほど老後の不安を抱えていることを示しているのかもしれない。経済状況および介護保険・年金制度の不安定化の影響を強く受ける世代が高齢者になる時代には、子から親への扶助を強化せざるをえないであろう。長期におよぶ親の老後を支えるためには、愛情のみでは不十分であり、確固たる親子規範（子の親に対する扶助に関する規範等）が必要とされるのではないだろうか。

#### 注

- 1) 例えば、篠村耕三は、尊属殺重罰規定が、「家」における「人格上の支配・隷属関係」（家父長支配）

と結びついていると述べた(篠村 1973: 37)。また、佐藤功は、重罰規定の基盤となっている、尊属に対する「恩」という観念は、「封建的色彩」をもっており、憲法の人間平等の原理に反するとした(佐藤 1973: 32)。潮見俊隆は、親に対する報恩を普遍的倫理とし、重罰規定の設置を合憲とする立場を、「近代以前的な儒教的立場」と断じた(潮見 1973: 4)。

- 2) 『第一回国会 衆議院司法委員会議録 第十一号』1947年8月2日、124頁。
- 3) 『第一回国会 参議院司法委員会議録 第十号』1947年8月7日、1-2頁。
- 4) 『第一回国会 参議院会議録 第三十六号』1947年10月12日、480頁、参議院司法委員長・伊藤修の説明。『第一回国会 衆議院司法委員会議録 第十一号』1947年8月2日、124頁、佐藤藤佐・司法次官の説明。
- 5) 『第一回国会 参議院司法委員会議録 第十号』1947年8月7日、1頁、国宗栄・政府委員の説明。
- 6) 以下、この判決については『最高裁判所刑事判例集』4(10)、2037-73頁を参照。以下、『刑集』と略記する。参照頁を本文に記載した。
- 7) 以下、この判決については『刑集』11(2)、825-48頁を参照。参照頁を本文に記載した。
- 8) 以下、この判決については『刑集』27(3)、265-333頁を参照。参照頁を本文に記載した。
- 9) 『刑集』28(6)、329-58頁。
- 10) 『第七十一回国会衆議院 法務委員会議録 第十六号』1973年4月6日、21-3頁。
- 11) 『第三百三十二回国会 衆議院会議録 第十六号』1995年3月17日、8頁。
- 12) 『第三百三十二回国会 衆議院法務委員会議録 第五号』1995年3月28日、26頁。
- 13) 『第三百三十二回国会 衆議院法務委員会議録 第六号』1995年4月11日、16頁。
- 14) 『第三百三十二回国会 衆議院法務委員会議録 第六号』1995年4月11日、19-20頁。

## 文献

- 青山道夫 1952『近代家族法の研究』有斐閣。
- 荒沢宏雄 1951「新時代の親孝行を論ず」『弁論』(39)、26-27。
- 団藤重光 1948『刑法の近代的展開』弘文堂書房。
- 一橋大学一橋学会編 1957『戦後法律体制の動向』同文館。
- 本多龍雄 1952「毎日新聞社の産児調節に関する第2回世論調査」『人口問題研究』8(2)、73-91。
- 法制審議会刑事法特別部会 1972『改正刑法草案』法務省刑事局。
- 池田茂穂他 1990「尊属殺の実態に関する研究」『法務総合研究所研究部紀要』(33)、1-26。
- 池上駒衛 1909『改正刑法施行法講義』勉強堂、修文館。
- 加納常世 1952「孝行」『歴史』1(1)、7-8。
- 国民精神文化研究所 1938『教育勅語渙発関係資料集 第1巻』国民精神文化研究所。
- 国立教育研究所編 1973『日本近代教育百年史1 教育政策(1)』国立教育研究所。
- 国立社会保障・人口問題研究所 2002『第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果概要』国立社会保障・人口問題研究所。
- 草刈 融 1907『刑法註解』松華堂。
- 草野豹一郎 1952『刑事法学の諸問題』勁草書房。
- 牧野英一 1950「尊属と統制と法律」『法律のひろば』4(9)、8-11。
- 三原憲三 1986『尊属殺人と裁判』第三文明社。
- 内閣総理大臣官房広報室 1986『犯罪と処遇に関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室。
- 1989『犯罪と処遇に関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室。
- 中川善之助 1951「親殺し」『展望』(68) 38-44。
- なかの しげはる 1958「孝行について」中島健蔵他編『徳目についての四十一章』明治図書出版、9-14。
- 小川市太郎 1907『改正刑法要義』宝文堂。
- 小野清一郎 1952「尊属傷害致死罪の規定と憲法一四條」『警察研究』23(12)、57-64。

- 佐々木英光編 1907『改正刑法（旧刑法対照）』中央法律学館。
- 佐藤功 1973「人の生命と親の生命」『世紀』（278）、23-33.
- 篠村耕三 1973「超個体的民衆支配の原理」『現代の眼』14(7)、34-41.
- 潮見俊隆 1973「最高裁判官のイデオロギー」『法学セミナー』（212）、2-10.
- 谷口知平 1958「同一の機会に妻を殺害しさらに妻の母を殺害しようとした者と刑法二〇〇条の罪責」  
『民商法雑誌』37(5)、127-132.
- 戸川行男 1951「孝行の愚について」『日本及日本人』2(9)、32-42.
- 1954「親孝行無用論-新道徳の在り方-」『文芸春秋』32(8)、139-143.
- 利谷信義 1973 a「日本における家族観の変遷と法1」『法学セミナー』（213）、17-21.
- 1973 b「日本における家族観の変遷と法2」『法学セミナー』（214）、98-107.
- 植松 正 1949 a「尊属殺害の犯罪学的考察」『警察研究』20(4)、14-31.
- 1949 b「近時における尊属殺害事例の集約的考察」『警察研究』20(5)、12-21.
- 1983「日本における尊属殺の実情」『警察研究』54(1)、3-20.
- 渡辺恵一・小島吉晴 1990「平成元年度総理府世論調査について-死刑制度及び尊属殺等重罰処罰-」  
『判例タイムズ』（723）、35-42.
- 山田坂仁 1956「孝行」長田新監修『現代道徳教育講座Ⅱ』岩崎書店、59-64.
- 山本起世子 2011「生殖をめぐる政治と家族変動-産児制限・優生・家族計画運動を対象として-」『園  
田学園女子大学論文集』（45）、1-18.
- 2013「民法改正にみる家族制度の変化-1920年代~40年代-」『園田学園女子大学論文集』  
(47)、119-132.

#### 付記

本稿は、平成25年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「近現代日本における家族変動と社会政策の相互関係に関する歴史社会学的研究」(研究代表者 山本起世子)による研究成果の一部である。

[やまもと きよこ・社会学]